南丹都市計画地区計画の変更 (亀岡市決定)

都市計画篠町篠地区地区計画を次のように変更する。

	名 称	篠町篠地区地区計画		
位置		亀岡市篠町夕日ケ丘1丁目、篠下西山及び松ケ池並びに王子西ノ山 の各一部		
面積		約 6. 7ha		
	地区計画の目標	本地区は、国道9号に隣接し、地区の南約1kmに京都縦貫自動車道篠インターチェンジ、地区の北西約1.5kmに本市の東の玄関口であるJR馬堀駅が存在するなど広域交通条件に恵まれた位置にある。本計画は、民間開発等により進められている都市基盤整備の効果と恵まれた地区環境を活かしつつ、周辺の住宅地域や緑豊かな自然環境と調和のとれたゆとりと潤いのある快適な市街地を形成し、その保全を図ることを目標とする。		
区域の整備・開発及び保全の方針	その他当該区域の整備・開発及び保全に関する方針	1. 土地利用の方針 周辺住宅地の居住環境との調和を図りつつ、国道9号沿道の利便の 増進を図るため国道9号沿道に沿道サービスゾーンを配置するととも に、その他の地区については主に低層住居専用住宅地としてゆとりと 潤いのある居住環境の形成と保全を図る。 2. 地区施設の整備の方針 良好な市街地の形成を図るため、道路及び公園を適切に配置し、保全する。 3. 建築物等の整備方針 ①低層専用住宅ゾーン 専用住宅と地区住民の日常生活や文化活動上必要な用途を兼ねる住宅などの建築物に限定する。 ②低層一般住宅ゾーン 低層住宅地としての環境を保ちつつ、周辺住宅地の環境に配慮した一定の日用品店舗等が立地可能な地区とする。 ③沿道サービスゾーン 国道9号沿道の利便の増進を図る施設の立地を誘導するとともに、周辺住宅地の環境との調和に配慮した建築物の用途等の制限を行う。 ④一般住宅ゾーン 周辺住宅地の環境との調和に配慮した用途の建築物を誘導するとともに、住宅地としての良好な居住環境の保全を図る。		

	区均	或の面積	約 4. 2ha			
	地区施設の配置及び 規模		道 路 計画図表示のとおり 区 画 道 路 (9.5m、8m、6m) 特 殊 道 路 (4m)			
			公園等 計画図表示のと	: おり 街区公園 1 緑	号(約 0. 11ha) 道(約 0. 02ha)	
		地区の細区分	低層専用住宅ゾーン	低層一般住宅ゾーン	沿道サービスゾーン	
		区域の面積	約 2. 9ha	約 0.9ha	約 0.4ha	
		建築物の用途の 制限	次の各号に掲げる建 築物以外の建築物は建 築してはならない。	次の各号に掲げる建 築物以外の建築物は建 築してはならない。	次の各号に掲げる建 築物は建築してはなら ない。	
地 区 整 備 計 画	建築物等に関する事項		乗 (1 ・	栗 (1) 準項「だの)施にね以)他築3の及長 幼 診 巡話に施に要 集に 前属準のは 用別1宅、屋 宅令定もの 舗れ準条るののと長 幼 診 巡話に施に要 集に 前属準のは (2規い建く 築3用3を 食類施のに積内の供建く は 所の建130物 のも 建の令定な (2規い建く 築30用3を 食類施のに積内の供建く は 所の建130物 のも 建の令定な (2規い建く 築6両段 にはよ5途面以上に戸除 又 出そる第す築 そる のも行規な (2規い建く 築6両段 店す行2供のの部すて。)保 、他築3公 他の 築(第する)と、 第130分 を建たるのでは、 2、 2、 2、 2、 2、 2、 2、 2、 3、 3、 3、 3、 3、 4、 3、 3、 3、 3、 3、 3、 3、 3、 3、 3、 3、 3、 3、	(1) 建(の (2) ち勝場ない。 (4) という (4) とは (4) とは (5) とも (5) とも (5) とも (5) とも (6) とも (6) とも (7) とも (

	建築物の敷地面積の最低限度	1. 150 ㎡ ただし、2戸建ての長屋の場合は300㎡ 2. 前項の規定は、電子での規定は、電子での規定ないのでは、電子では、電子では、130条点に施行では、2. 前項の規定は、電子では、2. 前項の規定は、130条点には、2. 一次の対象には、130条点には、2. 一次の対象には、2. 一次の数数の対象には、2. 一次の対象には、2. 一次の対象には、2. 一次の対象には、2. 一次の対象には、2. 一次の対象には、2. 一次の対象には、2. 一次の	同左	1.100 ㎡ ただし、2 戸建て以上の長屋の場合は100 ㎡に戸数を乗じた数値 2.前項の規定は、巡査派出の他これを発いら第130条とに規定を第130条とに規定する登集物の4に関する登集物のよいでは適用しない。
地 区 整 備 計 画 建 築 物 等 に 関 す る 事 項	壁面の位置の制限	1 のか又柱外面限 線のく対(をの距1. のる適)電に施に要)地のい壁のあ)こに2.築敷隅らは(壁ま度たの角)側道除外離が 前各建用巡話類行規な前境最部等合る車れ供3物期の、以等ではだうにのの路く壁のと 項号築し査所す令定建項界低分の計建庫らし以界分築れ「と距m、敷る面地接かの低る 規一にい出の建13る物規か度建心4物物類軒下外条物に建い離と敷地敷道地すら面低る 規一にい出の建13る物規か度建心4物物類軒下線を物に建い離と敷地敷道地すら面低る 定につ。所他築0公 定らに築線m 置すのののののかな派そる第す築に線限の中が築、に、以底のかと、正、とのをでは、正、基条益 すの満物の以 そる高付道く外わ物)最る境街をの界部築で度 、当て 公れ準の上 る距たの長下 の用さ属路、壁るのの低。界区除反線分物のは 次すは 衆ら法4必 敷離な外さで 他途が建路)を	同 左	1.のか又柱外面限 線掲ら面限各す) 1.のか又柱外面限 線掲ら面限各す) 2.のる適)電に施に要)地のい壁のあり、以等ではだうる築ではに。路 解験地切の、以等ではだうる築ではに。路 解験地切の、以等ではだうる築ではに。路 解験地類 のの物な 派そる第す築に線限の中が築界分築れ「と距 m、次地の距れげ 界 宅の界 規一にい 出の建 130 公 定らに築線 m 線を物に建い離と敷の境外離ぞる 線 ゾ敷線 定につ。 所他築 130 公 定らに築線 m は該い 、こ基条益 すの満物の以 は 2 公れ準の上 る距たの長下 は 2 公れ準の上 る距たの長下 3 にののの低。界にかの低該と のの 次すは 衆ら法4必 敷離な外さで 3 にからに変える 2 にがらいる がりまる 2 にがらいる がりまる 2 にがらいる 3 に対して 2 にがらいる 3 に対して 2 にがらいる 3 に対して 3 に対して 3 に対して 3 に対して 3 に対して 3 に対して 4 に対し

建 築	建築物の高さの最高限度	9 m	同	左	(3) 車庫、物置その他 これらに類する用途 に供し、軒の高さが 2.3 m以下の付属建 築物 (4) 専用住宅(建築基 準法別表第2(い) 項第1号に規定する 「住宅」をいう。)
 区整備計画 物等に関する事項	かき又はさくの構造の制限	1.いのをは、当は、公れ準の上安 明門塀であると、当は、公れ準の上安 明門塀であると下むもを建高限、当は、公れ準の上安 明門塀であると下むものをは、当は、公れ準の上安 明門塀であると下むものをは、のる用)電に施足変 特柱でを線 がった いっちゅう がった は該て 、こ基条益保 おと高るさ下むものをがける は該で、、こ基条益保 おと高るさ下むものをは、当は、公れ準の上安 塀なさ部のでをの。出のをは、当は、公れ準の上安 塀なさ部のでをのはない。 という はた、の計りない。 これが、いると、というとは、というは、という	同	左	

「区域は計画図表示のとおり」